

1 目的・背景

施設の経年劣化や取扱高の減少が進む明石市公設地方卸売市場の今後のあり方を検討するに当たり、明石市公設地方卸売市場あり方検討委員会を設置し、学識経験を有する者、明石市場において事業を営む者、公募による市民等から多様な意見を聴取する。

2 これまでの経緯

令和7年9月24日	第1回検討委員会
令和7年10月3日～4日	第1回分科会
令和7年10月30日	第2回検討委員会
令和7年11月19日	第3回検討委員会
令和8年1月19日～20日	第2回分科会
令和8年2月12日	第4回検討委員会
令和8年4月21日	第5回検討委員会
令和8年12月（予定）	意見公募手続の実施
令和9年3月（予定）	明石市公設地方卸売市場のあり方に関する基本方針の策定



3 市民参画手続で出た主なご意見

- (1) 明石市場が持つべき役割
 - ・安全安心な食の提供
 - ・学校給食への食材提供や小中学生の見学受け入れを通じた食育の推進
- (2) 明石市場の開設及び運営主体
 - ・(1)の役割を果たすためには、明石市が開設者であるべき
 - ・税金を投入せずに済む方法を考え、その結果として、民間に任せても良い。
- (3) 再整備の場所
 - ・立地条件や災害危険度から、現地再整備が最適
 - ・移転する場合は水産・青果・関連事業を含めた明石市場全体での移転が必要
 - ・早期の再整備を優先し、整備場所を決定すべき
- (4) 再整備の方向性
 - ・新たな導入機能や施設の寿命から建替えが最適
- (5) 再整備後の施設の規模
 - ・取扱高や業者数が減少しており、規模を縮小し、余剰地の活用で事業費を捻出する。
 - ・取扱高は減少しているが、明石市場の発展には規模縮小を前提とするべきではない。
- (6) 水産物分場のあり方
 - ・イカナゴ漁のためには、存続させてほしい。
 - ・明石市場（藤江）のあり方が決まってからの議論でも良い。

4 成果や意識した点

- ・明石市場の今後のあり方について統一的な見解を示すのではなく、多様な意見を広く聴取するという考え方のもとで議論を進めた。
- ・再整備の是非にとどまらず、まず明石市場が担うべき役割や機能について議論を重ね、その上で、開設者や運営主体、再整備の方向性などについて検討を行った。
- ・分科会を計2回（延べ4日間）開催し、場内事業者から丁寧に意見を聴取した。分科会での議論を契機として、場内事業者の間においても、明石市場の将来像の検討に向けた機運の醸成につながった。
- ・「建物の建て替えありき」ではなく、その先を見据えた本質的な議論が行われた。
- ・卸売市場再整備の必要性について十分な検討が行われたことに加え、市場が明石らしさを発信する「食」の拠点となること、将来の卸売市場間競争に対応できる機能や設備を備える必要があること、さらには近隣地域との共生を図ることなど、長期的かつ多面的な視点から意見が交わされた。

<採用した市民参画手法及び実施原則のチェックリスト>

●審議会等手続

1	名称	明石市公設地方卸売市場あり方検討委員会
2	開催日	第1回：令和7年9月24日 （第1回分科会：令和7年10月3・4日） 第2回：令和7年10月30日 第3回：令和7年11月19日 （第2回分科会：令和8年1月19・20日） 第4回：令和8年2月12日、 第5回：令和8年4月21日
3	委員総数（原則20人以内）	6人
4	うち公募委員（原則2割以上）	2人
5	うち男女数（原則4割以上）	男性4人、女性2人
6	うち障害者数（10人に1人以上）	0人
7	委員名簿の公表（原則公表）	公表
8	会議の公開（原則公開）	公表
9	会議録の公表（原則公表）	公表

1 目的・背景

明石市第4次地域福祉計画が令和8年3月に終了することに伴い、これまでの計画における取組の成果や残された課題、また社会情勢の変化や法制度の見直しなどの動向を踏まえながら、市民のみなさんとともに、みんなの笑顔があふれるまちづくりを進めるにあたり、福祉施策の方向性等を示す本計画を策定しました。

2 これまでの経緯

令和7年2月	明石市社会福祉審議会開催
令和7年5月	明石市社会福祉審議会開催
	地区社会福祉協議会、民生児童委員協議会、明石市社会福祉協議会理事・幹事・評議員、ボランティアサポーター協議会を対象にアンケート(～5月31日)
	ボランティアグループ、NPO法人、福祉事業所等(32か所)でヒアリング調査(～7月15日)
令和7年8月	ワークショップ開催(東部・西部で各1回)
令和7年10月	明石市社会福祉審議会開催
令和7年12月	パブリックコメント実施(～1月19日)
令和8年2月	明石市社会福祉審議会開催 明石市第5次地域福祉計画案策定
令和8年3月	明石市第5次地域福祉計画策定

3 市民参画手続で出た主なご意見

【基本目標1 笑顔があふれ安心でき地域づくりの推進】

○ 情報発信方法の課題

若い世代はSNS等を活用している一方で、高齢者には情報が届きにくい等、世代間で情報交換方法にギャップが生じている。相談窓口がわかりにくい。

○ コミュニケーションの課題

聴覚障害者にとって、音声ツールは不便であり、相談窓口や行政サービスにおいて、手話等で対応できる整備が求められている。



【基本目標2 みんなで支えみんながつながる地域づくりの推進】

○ ボランティア・活動者の不足

ボランティアの実人数が不足しており、後継者が見つからない。同じ人が複数の活動を担っているため、活動が固定化、高齢化している。

○ 関係機関の人材不足

ヘルパーや介護事業所の人材不足、民生委員・児童委員の後任が不足している。

○ 集いの場の不足

近隣に集える場所が少なく、活動できる場所が不足している。こどもや高齢者が一緒に利用できる場所が求められている。

【基本目標3 地域共生社会を支える包括的な体制の強化】

○ 連携と情報の共有

行政、市社協、地域が連携し、地域の活動や課題を共有できるシステム構築が必要である。

○ 様々な相談を抱える人の窓口対応

様々な相談を抱える人がどこの相談窓口に行けば良いかわからない。制度の狭間にある住民に支援が届きにくい。

○ 多様なニーズへの対応

人付き合いを好まない人、障害や病気で外出が難しい人等、多様な住民が社会参加できるような、画一的ではないきめ細やかな場の提供が必要である。

4 成果や意識した点

- ・ リアルな地域の現状や課題について、多くの市民から多様な意見をいただくことができました。
- ・ 明石市社会福祉協議会が策定する地域福祉活動計画とともに調査・検討を行うことによって、地域福祉の目指す方向性を共有する計画を策定することができました。



<採用した市民参画手法及び実施原則のチェックリスト>

●意見公募手続（パブリックコメント）

1	実施期間（原則30日以上）	令和7年12月19日～令和8年1月19日
2	意見提出者数	5人
3	意見数	8件
4	実施公表方法（原則2以上）	市ホームページ、市広報紙、LINE、行政情報センター、市民センター、あかし総合窓口ほか
5	結果公表方法（原則2以上）	市ホームページ、行政情報センター、市民センター、あかし総合窓口ほか

●ワークショップ手続

1	開催日	①令和7年8月22日 ②令和7年8月24日
2	参加者数	①22人 ②28人
3	実施の公表日（原則2週間前）	令和7年8月1日
4	実施公表方法（原則2以上）	市ホームページ、市広報紙、LINE、Instagram
5	結果公表方法（原則2以上）	市ホームページ

地方独立行政法人明石市立市民病院の再整備に係る 基本方針の策定

1 目的・背景

地域住民が安心して暮らし続けることができる医療環境の構築に向け、将来的な医療需要や医療提供体制、明石市立市民病院が抱える課題等を踏まえ、将来めざすべき市民病院のあり方を検討し、基本方針を策定しました。

2 これまでの経緯

令和5年7月	地域医療のあり方検討プロジェクトチーム設置、キックオフ会議開催
令和5年12月 ～令和6年3月	調査に係る意見交換会（計8回）
令和6年3月	明石市地域医療のあり方検討プロジェクトチーム調査報告書策定
令和6年12月 ～令和7年3月	地方独立行政法人明石市立市民病院のあり方検討有識者会議設置・開催（計3回）
令和7年4月	地方独立行政法人明石市立市民病院の再整備にかかる基本方針（素案）策定
令和7年4月28日	パブリックコメント実施（～5月27日）
令和7年5月22日	ワークショップ開催
令和7年6月	地方独立行政法人明石市立市民病院の再整備にかかる基本方針策定
令和8年度以降	・基本方針に基づき、診療体制等について関係機関と調整 ・（仮称）市民病院基本構想策定委員会の設置など（令和8年度予定）

3 市民参画手続で出た主なご意見

- ・「子育てのまち」「産みやすい」など、再整備に明石ブランドを。
- ・市や福祉の関係団体などとも連携できるような仕組みづくりを。
- ・小児救急医療体制について、夜間受け入れを強化してほしい。
- ・「レスパイト入院」など、市民病院の取組に見える化し、患者をとりまく人々にもやさしい医療の充実を。
- ・医療機関同士の円滑な連携による施設・設備等の共同利用や民間活力を生かした建替え手法により、効率的な再整備を。
- ・ユニバーサル歯科診療所のような、障がい者（児）が安心して受診、入院できる病院をつくってほしい。
- ・今後の状況を見据え、経営に関する事項を記載すべきである。
- ・市の将来的な財政を踏まえ、「共同利用」「連携」を意識した創意工夫により可能な限りコスト削減を図ってほしい。
- ・財政的検討が必要な巨額の事業費を伴う新病院建設について、進め方が性急すぎないか。



ワークショップの様子

4 成果や意識した点

- ・意見公募手続、ワークショップともに多くの意見をいただきました。
- ・意見公募手続の実施期間中にワークショップを開催したことにより、参加者が当日に発言できなかった意見についても、後日、意見公募手続を通じて提出することが可能となり、多様な意見の把握につながりました。
- ・ワークショップでは、すべてのグループに市の職員が参加し、参加者からの質問にその場で回答することで、より深い意見交換ができたと考えています。
- ・すべての意見を採用することは難しいところですが、今後の基本構想・基本計画の策定など段階に応じて、いただいた意見を参考としながら具体的な検討を進めてまいります。

<採用した市民参画手法及び実施原則のチェックリスト>

●意見公募手続（パブリックコメント）

1	実施期間（原則30日以上）	令和7年4月28日～令和7年5月27日
2	意見提出者数	22人
3	意見数	69件
4	実施公表方法（原則2以上）	市ホームページ、行政情報センター、市民センター、あかし総合窓口、市民病院、保健総務課窓口
5	結果公表方法（原則2以上）	市ホームページ、保健総務課窓口

●ワークショップ手続

1	開催日	令和7年5月22日
2	参加者数	28人
3	実施の公表日（原則2週間前）	令和7年5月1日
4	実施公表方法（原則2以上）	市ホームページ、市民病院、保健総務課窓口
5	結果公表方法（原則2以上）	市ホームページ、保健総務課窓口



明石市立市民病院

1 目的・背景

こども基本法第10条において、市町村はこどもまんなか社会の実現を目指し、こども施策を総合的に推進するため、「市町村こども計画」を定めるよう努めるものとしています。

策定にあたり、こども・若者会議メンバーを公募により募集し、こども・若者自身が主体となって、未来の明石のまちの姿や必要な取組について考え、議論を重ねながら計画を策定しました。

2 これまでの経緯

開催日	市民参画手続	テーマ・内容
令和7年7月5日	第1回こども・若者会議	『わたしたちの“あかし”はこんなまち』
令和7年7月30日	児童福祉専門分科会	計画策定にかかる趣旨、スケジュールの提示
令和7年8月3日	第2回こども・若者会議	『こんな“あかし”になったらいいな』
令和7年8月31日	第3回こども・若者会議	『「理想の“あかし”になったらいいな」をもっと深く考えよう』
令和7年10月4日	第4回こども・若者会議	『理想の“あかし”になるために何が必要なのかを考えよう』
令和7年10月8日	WEB アンケート実施 (～10月31日)	『これからの明石のまちづくりについて』
令和7年10月26日	拡大版こども・若者会議	これまでの取り組みの振り返りと意見の深掘り
令和7年11月29日	第5回こども・若者会議	『明石市こども・若者計画の基本理念と施策展開の柱を決めよう』
令和8年1月10日	第6回こども・若者会議	『明石市こども・若者計画の施策展開の柱につながる具体的な施策について考えよう』
令和8年1月16日	パブリックコメント (～2月16日)	『(仮称) 明石市こども・若者計画(素案)』について
令和8年1月31日	児童福祉専門分科会	これまでの取り組み報告と計画素案の確認
令和8年2月21日	第7回こども・若者会議	『明石市こども・若者計画を完成させよう』
令和8年3月29日	こども・若者計画発表会	メンバーが計画の内容や想いについて発表

3 市民参画手続で出た主なご意見

- ・ こどもから大人まで遊べる大きな公園がほしい
- ・ 安心して学校に通えるよう、通学路を整備してほしい
- ・ こどもの夢を尊重してくれるこどもの居場所を作してほしい
- ・ こども・若者の声を中心にすえていることは、これからの主となっていく世代であるため、とても良い考えだと思う



4 成果や意識した点

こども・若者会議や学校等でのワークショップ、アンケートを通して、こども・若者たちが主体的に明石の未来について考え、意見を出しあい、その声をこども・若者自身が計画としてまとめることで、こども・若者の率直な思いや意見が反映された計画を策定することができました。

また、こども・若者会議の開催に際し、高校生以上の会議メンバーから構成されるワーキンググループにより、計画策定に向けた全体スケジュール調整、会議内容の検討、PR 動画の作成を行うなど、会議が円滑に進むよう工夫し、こども・若者たちが計画策定に向けた取り組みを主体的に担いました。

<採用した市民参画手法及び実施原則のチェックリスト>

●意見公募手続（パブリックコメント）

1	実施期間（原則 30 日以上）	令和 8 年 1 月 16 日～令和 8 年 2 月 16 日
2	意見提出者数	6 人
3	意見数	8 件
4	実施公表方法（原則 2 以上）	市広報紙、市ホームページ
5	結果公表方法（原則 2 以上）	市ホームページ、こども政策課窓口

●審議会等手続

1	名称	社会福祉審議会児童福祉専門分科会
2	開催日	令和 7 年 7 月 30 日、令和 8 年 1 月 31 日
3	委員総数（原則 20 人以内）	11 人
4	うち公募委員（原則 2 割以上）	0 人
5	うち男女数（原則 4 割以上）	男性 5 人、女性 6 人
6	うち障害者数（10 人に 1 人以上）	0 人
7	委員名簿の公表（原則公表）	公表
8	会議の公開（原則公開）	公開
9	会議録の公表（原則公表）	公表

（未達成理由：委員については、条例で構成が定められているため。）

●ワークショップ手続（こども・若者会議） ※その他学校等でのワークショップを実施

1	開催日	令和 7 年 7 月～令和 8 年 3 月（発表会含め計 9 回）
2	参加者数	延べ 220 人（会議メンバー 37 人）
3	実施の公表日（原則 2 週間前）	令和 7 年 5 月 1 日
4	実施公表方法（原則 2 以上）	市ホームページ、市内小・中・高、連携協定大学等
5	結果公表方法（原則 2 以上）	市ホームページ、明石市こども・若者計画

【参考】学校等でのワークショップ（参考）

令和 7 年 10 月～11 月に、市内小・中・高、連携協定大学など計 9 校の生徒や学生を対象としてワークショップを実施し、計 257 人の参加、1,608 件の意見を頂きました。

●その他手続（アンケート）

1	開催日	令和 7 年 10 月 8 日～10 月 31 日
2	参加者数	15,793 人
3	実施の公表日（原則 2 週間前）	令和 7 年 10 月 8 日
4	実施公表方法（原則 2 以上）	市広報紙、市ホームページ
5	結果公表方法（原則 2 以上）	社会福祉審議会児童福祉専門会、明石市こども・若者計画

15 明石市乳児等通園支援事業の設備及び運営に関する基準を定める条例の制定

こども育成室施設担当

1 目的・背景

全てのこどもの育ちを応援し、こどもの良質な生育環境を整備するため、保護者の就労の有無に関わらず保育所等を一定時間利用できる「乳児等通園支援事業」について、令和7年4月、子ども・子育て支援法等の一部を改正する法律（令和6年法律第47号）による児童福祉法（昭和22年法律第164号）の一部改正により、市町村による認可事業と位置づけられました。

乳児等通園支援事業の実施にあたっては、その設備及び運営に関する基準について、児童福祉法に基づき市町村が条例で定めることとされていることから、本市においても、本事業を適切に実施していくにあたり必要な基準を定めるため、「明石市乳児等通園支援事業の設備及び運営に関する基準を定める条例」を制定しました。

2 これまでの経緯

令和7年9月	文教厚生委員会報告（認可条例について）
令和7年9月29日	パブリックコメント実施（～10月31日）
令和7年12月	認可条例制定案の提出

3 市民参画手続で出た主なご意見

なし



4 成果や意識した点

令和7年4月から児童福祉法の一部改正に伴い、本市においても乳児等通園支援事業が認可事業と位置づけられ、新たに設備及び運営に関する基準を定める条例を制定するため、パブリックコメントを実施しました。保護者や市民の皆様には事業の趣旨や条例案の内容をわかりやすく周知し、幅広く意見を募ることに注力しましたが、今回はご意見をいただくことはありませんでした。引き続き、市民の皆様への安心・安全な子育て環境の実現に向け、丁寧な説明と適切な運営に努めてまいります。

<採用した市民参画手法及び実施原則のチェックリスト>

●意見公募手続（パブリックコメント）

1	実施期間（原則30日以上）	令和7年9月29日～令和7年10月31日
2	意見提出者数	0人
3	意見数	0件
4	実施公表方法（原則2以上）	市ホームページ、窓口での閲覧（こども育成室施設担当、行政情報センター、各市民センター、あかし総合窓口）
5	結果公表方法（原則2以上）	市ホームページ、こども育成室施設担当窓口（実施なし）

1 目的・背景

さらなる良好な景観の形成に向けて、景観法に基づく「明石市景観計画」の策定と、明石市都市景観条例に基づく「明石市都市景観形成基本計画」の改定を行いました。また、各計画を実行するため、明石市都市景観条例及び施行規則、明石市屋外広告物条例及び施行規則を一部改正しました。



2 これまでの経緯

令和6年3月	R5第1回都市景観審議会諮問（景観計画の策定について）
令和6年7月8日	R6第1回都市景観審議会（都市景観形成基本計画の見直しについて）
令和6年7月16日	市民意識調査（WEBアンケート、街頭アンケート、景観写真募集）実施（～8月31日）
令和6年10月17日	学生との景観学習実施（明石工業高等専門学校）
令和6年10月25日	タウンミーティングまるちゃんカフェ「あかしの景観」開催
令和6年11月22日	都市景観審議会意見交換会（市民意識調査の結果報告）
令和7年2月12日	R6第2回都市景観審議会（景観計画策定等に向けた取組状況について）
令和7年7月	景観計画（素案）及び都市景観形成基本計画（改定素案）策定
令和7年7月14日	R7第1回都市景観審議会（各計画素案について）
令和7年10月27日	パブリックコメント実施（～11月28日）
令和8年1月29日	都市計画審議会意見聴取
令和8年2月3日	R7第2回都市景観審議会答申（景観計画の策定について）
令和8年3月	明石市都市景観形成基本計画改定
令和8年4月	明石市景観計画策定、明石市都市景観条例及び明石市屋外広告物条例施行

3 市民参画手続で出た主なご意見

- ・景観重点地区となるゆりのき通に路上駐車できないような対策をしてほしい。
- ・景観重点地区では自動販売機の設置が原則認められていないが、景観だけでなく、安全・安心にも配慮された地区として発展できるよう、「みまもり自動販売機」の設置を認めてほしい。

4 成果や意識した点

- ・景観計画については、行政の一方的な意思表示とならないよう、規制と緩和のバランスを図りながら策定することができました。
- ・都市景観形成基本計画については、素案作成の段階で幅広いご意見や数多くの写真を寄せていただき、親しみやすい内容に改定することができました。
- ・今後は各計画に沿って、さらなる提案や課題解決の実現に向けた共創の景観まちづくりを進めていきます。



<採用した市民参画手法及び実施原則のチェックリスト>

●意見公募手続（パブリックコメント）

1	実施期間（原則30日以上）	令和7年10月27日～令和7年11月28日
2	意見提出者数	2人
3	意見数	2件
4	実施公表方法（原則2以上）	広報あかし、市ホームページ、自治会便（一部地域のみ）、都市総務課窓口、行政情報センター、あかし総合窓口、市民センター
5	結果公表方法（原則2以上）	市ホームページ、都市総務課窓口

（未達成理由：原則の未達成があれば、その理由はこちらに記載）

●審議会等手続

1	名称	明石市都市景観審議会
2	開催日	令和7年7月14日
3	委員総数（原則20人以内）	8人
4	うち公募委員（原則2割以上）	2人
5	うち男女数（原則4割以上）	男性4人、女性4人
6	うち障害者数（10人に1人以上）	0人
7	委員名簿の公表（原則公表）	☒ 公表・非公表（いずれか選択）
8	会議の公開（原則公開）	☒ 公開・非公開（いずれか選択）
9	会議録の公表（原則公表）	☒ 公表・非公表（いずれか選択）

明石市耐震改修促進計画の改定

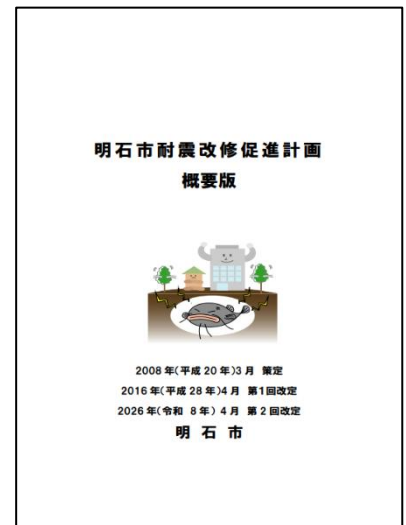
1 目的・背景

本市では、地震による人的被害の低減を目的として、平成 20 年 3 月に「明石市耐震改修促進計画」を策定し、住宅及び多数利用建築物の耐震化率を令和 7 年度までに 97%とする目標を定めました。その後、平成 28 年 4 月に改定を行い、計画期間を令和 8 年 3 月末までに延長しております。

このたび、計画期間が終了することから、今後も耐震施策を総合的かつ計画的に実施するため、本計画を改定しました。

2 これまでの経緯

平成 20 年 3 月	明石市耐震改修促進計画策定
平成 28 年 4 月	明石市耐震改修促進計画改定
令和 8 年 1 月～2 月	パブリックコメント実施
令和 8 年 4 月	明石市耐震改修促進計画改定



3 市民参画手続で出た主なご意見

- ・なし

4 成果や意識した点

・本市の耐震改修促進計画について、計画期間の延長および改定に伴い、パブリックコメントを実施いたしました。平成 28 年 4 月改定時から住宅及び多数利用建築物の耐震化率 97%を目標に掲げ、人的被害の低減を図ってまいりました。今回の改定では、引き続き総合的かつ計画的な耐震施策の推進を目的に、市民の皆様へ丁寧な説明と理解促進に努め、広く意見を募集しましたが、ご意見はいただきませんでした。今後も市民の安心・安全な生活を守るため、計画の着実な実施に努めてまいります。

<採用した市民参画手法及び実施原則のチェックリスト>

●意見公募手続（パブリックコメント）

1	実施期間（原則 30 日以上）	令和 8 年 1 月 6 日～令和 8 年 2 月 10 日
2	意見提出者数	0 人
3	意見数	0 件
4	実施公表方法（原則 2 以上）	市ホームページ、市広報紙、建築安全課窓口
5	結果公表方法（原則 2 以上）	市ホームページ、建築安全課窓口（実施無し）

次期「明石市水道事業経営戦略」の策定

1 目的・背景

現行「明石市水道事業経営戦略」（以下、「経営戦略」）が令和8年度までであるため、さらなる経営基盤強化及び施設の適正化等を踏まえた次期経営戦略を策定するものです。

2 これまでの経緯

令和6年10月31日	第1回審議会
令和6年12月16日	第2回審議会
令和7年 3月17日	第3回審議会
令和7年 5月	市民説明会開催（現地開催 4回、オンライン 1回）
令和7年 6月 9日	第4回審議会
令和7年 9月 2日	第5回審議会
令和7年11月18日	第6回審議会
令和8年 1月26日	第7回審議会
令和8年 2月24日	第8回審議会（書面開催）
令和8年 3月13日	答申提出
令和8年度	明石市水道事業経営戦略 策定

3 市民参画手続で出た主なご意見

審議会 	水道料金改定について ・料金改定時期は、利用者への周知期間等を考慮し、令和9年4月1日とすることが妥当である。 ・料金改定率は、財政シミュレーションに基づき、平均約21%が妥当である。 ・料金体系について、基本水量を廃止するとともに、逓増度の緩和と原価割れの改善を図る料金体系が妥当である。 明石市水道事業経営戦略について ・水源転換による安定水水源の確保に向けた取組を進めるべきである。 ・実現性を有しコスト抑制につながる計画的管路更新を進めるべきである。 ・安定的に料金収入を確保するため、概ね4年ごとに料金改定の判断をするべきである。
--	--

市民説明会 	・安価でおいしい水であるが、コストがかかるのであれば、それなりの適正価格とすることはやむを得ない。 ・水道事業は、公営企業であり、水道料金収入で運営しており、値上げを検討することは当たり前である。 ・民間企業がコスト面を重視し、循環水などを使用しているため、水道事業の収入が増えないことを理解した。
--	---

4 成果や意識した点

- ・審議会やパブリックコメントにて、公会計や衛生工学等の専門家から市民までの幅広い方々から「生」の声をいただき把握することで、実用的かつ、効率的な経営戦略策定に向けたプロセスを踏むことが出来ています。

<採用した市民参画手法及び実施原則のチェックリスト>

●審議会等手続

1	名称	明石市上下水道事業経営審議会
2	開催日	令和7年6月9日、9月2日、11月18日、令和8年1月26日、2月24日
3	委員総数（原則20人以内）	10人
4	うち公募委員（原則2割以上）	2人
5	うち男女数（原則4割以上）	男性6人、女性4人
6	うち障害者数（10人に1人以上）	1人
7	委員名簿の公表（原則公表）	公表
8	会議の公開（原則公開）	公開
9	会議録の公表（原則公表）	公表

（未達成理由：第3回審議会以降、女性かつ障害者委員が、第2回審議会をもって自己都合により委員を辞退され、後任の人選に努めたが新たな委員を選任するに至らなかったため、本任期中（令和8年9月30日まで）は委員総数9人とすることを審議会にて確認。）

●その他手続（市民説明会）

1	開催日	令和7年5月24日、5月31日、6月3日(オンライン)
2	参加者数	28人
3	実施の公表日（原則2週間前）	令和7年4月8日
4	実施公表方法（原則2以上）	市ホームページ、市広報紙、新聞
5	結果公表方法（原則2以上）	市ホームページ、水道経営課窓口